更生計画認可

平成２１年（ミ）第１４号

東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　あおみ建設株式会社

1　決定年月日　平成21年９月30日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第１節　更生担保権

1　更生計画認可決定までに預金質権に担保変換済みの更生担保権の弁済方法

⑴　確定債権

合計３件	合計　164,195,975円 （内訳） 元本　162,703,397円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等　1,492,578円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　額未定	別表8―1

⑵　権利の変更及び弁済方法

更生計画認可決定日から１ヶ月以内に、担保変換額全額を弁済する。

なお、更生担保権にかかる開始後利息等は、更生計画認可決定時に全額免除を受けるものとする。

2　換価予定の不動産にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権

合計２件	合計　368,200,000円 （内訳） 元本　368,200,000円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等　0円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等　額未定	別表8―2

⑵　権利の変更及び弁済方法

換価予定の不動産（別表12―２「存続する担保権一覧表（換価予定不動産）」）にかかる更生担保権の開始後利息等は、更生計画認可決定日に全額免除を受けるものとし、免除後の確定更生担保権の弁済方法等は以下のとおりとする。

①　弁済時期等

ア　いずれも下記②記載の方法により担保不動産を売却処分する。

イ　下記③記載の方法により計算した担保弁済額が、別表８－２「更生担保権弁済計画表（換価予定不動産）」記載の確定更生担保権額を下回った場合には、担保弁済額を不動産売却代金全額受領後１ヶ月以内に弁済する。

ウ　上記イの更生担保権不足額（確定更生担保権額から担保弁済額を控除した金額をいう。以下同じ。）については、全額一般更生債権になるものとし、上記イの弁済の時点で、一般更生債権にかかる本章第３節２⑴の定めと同一の権利の変更を行い、同２⑵の定めと同一の方法で弁済する。この場合において、当該更生担保権者が本更生担保権不足額以外の一般更生債権の債権額を有している場合は、合算した金額を確定した一般更生債権額とみなし、本章第３節を適用する。ただし、債務免除の時期は、上記イの弁済の時点とする。なお、更生担保権額不足額は、別表12―２「存続する担保権一覧表（換価予定不動産）」における物件名欄記載の不動産毎にその金額を算定する。

上記イの弁済の時点において、既に一般更生債権の現金弁済部分に関する弁済期が経過していた場合には、免除後に最初に到来する弁済期において、経過した弁済期に支払うべきであった分割金を支払う。利息は付さない。また、更生担保権不足額が一般更生債権になることで株式による代物弁済を行う必要がある場合は、裁判所の許可を得た上で、担保不動産の売却処分から３ヶ月を経過する日の属する月の末日にこれを行うものとする。

上記イの弁済の時は、下記③Ａキ）については、個別の譲渡益に対する税金相当額を計算し、その全額を控除して弁済する。ただし、その事業年度末以降速やかに下記③Ａキ）の定めに従って計算した結果、控除額が減額となり、追加弁済できるときには、その事業年度末以降３ヶ月以内に当該追加弁済をする。

エ　下記③記載の方法により計算した担保弁済額が、別表８－２「更生担保権弁済計画表（換価予定不動産）」記載の確定更生担保権額を超えた場合には、不動産売却代金全額受領後１ヶ月以内に、確定更生担保権額に追加的更生担保権額（担保弁済額が確定更生担保権額を超過した場合の超過部分の金額をいう。以下同じ。）相当額を加えた合計額（担保弁済額と同額となる）を弁済する。

なお、追加的更生担保権額は、別表12―２「存続する担保権一覧表（換価予定不動産）」における物件名欄記載の不動産毎にその金額を算定する。

オ　上記エの弁済があった時点で、当該更生担保権者の一般更生債権の免除の効力は、追加的更生担保権額につき失われる。

また、上記エの弁済以降は、当該更生担保権者の有する一般更生債権については、弁済により消滅した当該追加的更生担保権額を控除した残額が当初から当該更生担保権者の有する一般更生債権額であったものとして本更生計画の定めを適用する。

上記エの弁済があった時点で、当該更生担保権者が、追加的更生担保権額部分につき、既に本更生計画による弁済を受けていた時は、当社は上記の担保弁済額の支払に際し、その既受領合計額（当該更生担保権者の有する当該追加的更生担保権額を含む一般更生債権に対する既弁済額と、当該追加的更生担保権額を控除した額が当該更生担保権者の有する一般更生債権であったとして計算した既弁済額の差額とする。なお、株式による代物弁済部分については、当該更生担保権者に対して発行済みの株式数に１株あたり金５万円を乗じた金額をもって既弁済額を算出する。）を控除する。利息は付さない。

なお、上記エの弁済の時は、下記③Ａキ）については、個別の譲渡益に対する税金相当額を計算し、その全額を控除して弁済する。ただし、その事業年度末以降速やかに下記③Ａキ）の定めに従って計算した結果、控除額が減額となり、追加弁済できるときには、その事業年度末以降３ヶ月以内に当該追加弁済をする。

②　担保不動産の売却

ア　当社は、裁判所の許可を得て、担保不動産を売却する。また、当社は、平成26年９月末日までに全不動産を売却するよう最大限の努力をする。

イ　当社は、担保不動産を売却しようとする場合は、事前に、当該不動産の担保権者に、対象不動産、売却予定価額、見込まれる担保弁済額、売却条件を明記した書面による通知を行う。